

個人保証の原則禁止など抜本的な法改正を求める決議

国に対し、民法（債権関係）の改正作業において、保証制度について、下記のような法改正を行うことを求める。

記

- 1 個人が保証人となることを原則的に禁止して、例外は極めて限定的なものに限ること。
- 2 例外的に個人保証を許容する場合においても、以下に掲げる保証人保護の制度を設けること。

（１） 根保証契約の全てについて、貸金等根保証契約と同様の規定（現行民法第465条の2から第465条の5）を適用すること。

（２） 事業者である債権者は、保証契約締結時において、当該保証人となる者に対して、保証契約の内容や主債務者の支払能力などについて説明する義務を負い、債権者がその義務を怠った場合には、保証人が保証契約を取り消すことができるものとする。

（３） 事業者である債権者は、保証契約の締結後、保証人に対して、主たる債務者の履行状況や遅滞情報を通知する義務を負い、これを怠った場合には期限の利益の喪失や遅延損害金の請求をできないものとする。

（４） 保証債務の内容が保証人の財産及び収入に対して著しく過大であった場合には、保証債務の履行を請求できないものとし、さらに、裁判所が主たる債務の性質、内容、期間、保証人の能力、属性、保証契約締結時および締結後の事情など、一切の事情を勘案して、保証債務の減免をなすものとする。

以上のとおり決議する。

2013年（平成25年）5月22日

福岡県弁護士会会長 橋本千尋

提案理由

1 背景事情について

法制審議会の民法（債権関係）部会では、2009年（平成21年）11月から、民法（債権関係）の改正に関する検討が開始され、2013年（平成25年）2月26日には「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（以下「中間試案」という）」が公表された。現在、この中間試案に対するパブリックコメントが募集されている。

中間試案では、「個人の保証人が必ずしも想定していなかった多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれるような事例が後を絶たないことから、原則として個人保証を無効とする規定を設けるべきであるなどの考え方が示されている」などとされており、保証制度を抜本的に改正することが検討対象の一つとなっている。

また、2012年（平成24年）7月31日の閣議決定（日本再生戦略）においては、「金融機関との取決めに違反した場合のみ保証責任を負う停止条件付個人保証制度等、経営者本人保証を限定的にする施策といった個人保証制度の見直し」を講じることが宣言されている。その中では、改革工程表が示され停止条件付個人保証制度は、平成27年度までに実施するものとされている。

その後、2013年（平成25年）1月11日の閣議決定（日本経済再生に向けた緊急経済対策）においても、中小企業に対する経営改善・事業再生支援・資金繰り支援として、「個人保証制度の見直し」に取り組むことが明記されている。

このように、近時、個人保証制度の在り方について見直しの機運が高まっている。当会は、これまでも複数回に渡って、保証制度の在り方について意見してきたが、今回、改めて、国に対して、保証制度を抜本的に改正することを求めるものである。

2 個人保証を禁止すべき理由

(1) 保証被害の実態

以下に述べるような保証被害の実態に鑑みれば、個人保証は原則的に禁止すべきである。

① 保証が経済的破綻の原因となっていること

保証契約は、従来から、情誼性・未必性・軽率性・無償性などが指摘されるところであるが、現実に主債務者が破綻した場合に、到底、個人では支払不可能な保証債務を負担することとなる事例が後を絶たない。

具体的には、破産や個人再生の手続を申し立てた人のうち、保証債務を原因とする割合は、破産申立債務者の18.9%、個人再生申立債務者の88.3%にも及んでいる（日本弁護士連合会「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」）。

② 保証が自殺の原因となっていること

我が国における自殺者数は、近時10年以上の長期間にわたって、年間3万人を超えるという憂慮すべき事態にあり、昨年こそ3万人を若干下回ったものの、依然として自殺率は高いままである。

そして、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会が2012年（平成24年）に委員などを対象として実施したアンケートでは、中小零細事業者やその関係者が、保証人に迷惑をかけることを苦にして自殺する事案が非常に多く報告されている。

また、特定非営利活動法人「自殺対策支援センターライフリンク」が自殺者約500人について、最初に悩みを抱えてから亡くなるまでの期間（経過期間）を調べたところ、性別や職業など自殺者の類型のうち「自ら起業した自営業者」が2年と最短であり、「保証人問題が大きく効いている」と指摘されている（自殺実態白書2013）。

③ 保証が経済的再生の障害となっていること

2003年（平成15年）年7月の「新しい中小企業金融の法務に関する

研究会報告書」(金融庁)でも、個人保証の問題点として、事業再生の早期着手に踏み切れないという傾向を助長する、経営者として再起をはかる機会を失うなどの問題が指摘されている。

この点、「2003年中小企業白書」(中小企業庁)に引用されている「2002年事業再挑戦に関する実態調査」によれば、経営者が「倒産するにあたって最も心配したこと」のうち、「保証人への影響」は、「従業員の失業」(23.8%)に次いで、21.3%を占め、「家族への影響」(19.5%)よりも多く、保証が経済的再生の障害要因となっている様子がうかがわれる。

④ 保証が事業承継、新規事業開拓や設備投資時にも支障となっていること

個人保証は、「事業再生の早期着手に踏み切れない」という、中小事業者の再生局面において問題があるだけでなく、事業承継、新規事業開拓や設備投資時など、あらゆる局面でその足かせとなっている様子がうかがわれる。

例えば、2013年(平成25年)年1月から中小企業庁と金融庁が開催している「中小企業における個人保証等の在り方研究会」では、中小企業へのアンケート結果が報告されているが、「後継者への事業承継が困難になる」、「大きな設備投資に慎重となる」、「新事業への進出に慎重になる」などの回答があり、「個人保証の存在が、再生時なみならず、創業時・成長時・事業承継時等にも影響を及ぼしていると考えられる」と指摘されている(第1回会議配布資料5など)。

(2) 金融実務に与える影響

個人保証を禁止することに対しては、資金需要者への貸し渋りを招くなどという指摘もあるが、以下のとおり、現在では人的保証に頼らない融資慣行も確立されつつあるから、金融実務への影響は極めて限定的であり、強調されるべきではない。

① 信用保証協会等公的金融機関の実務

2006年（平成18年）以降、信用保証協会は、保証申込みのあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則禁止している（2006年（平成18年）3月31日中小企業庁ウェブサイト）。

その結果、近時の第三者保証人非徴求割合は、日本政策金融公庫が100%、商工組合中央金庫が99.91%、信用保証協会が99.88%となり、個人保証を求められる割合が激減している（経済産業省や中小企業庁などによる「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」16頁）。

② 金融庁の監督指針

金融庁は、2011年（平成23年）7月14日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記して、公的金融機関だけではなく、一般の金融機関に対しても第三者保証の原則的禁止を求めている。

③ 保証に頼らない融資慣行の確立

金融実務においては、人的保証に頼らない融資慣行を確立することが叫ばれており、その方策が実現していることも指摘できる。

すなわち、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が従来の個人保証に過度に依存していた融資慣行を見直す必要があるとの認識の広まりを背景として、2004年（平成16年）に改正され、法人がなす動産譲渡や債務者未特定の将来債権の譲渡について、登記によって対抗要件を備えることが可能となった。

その結果、中小企業庁が進める「流動資産担保融資（ABL）保証制度」は、平成22年度までに累計約2兆5800億円の実績を上げており、「人的保証に過度に依存しない融資慣行」として紹介されている（経済産業省や中小企業庁などによる「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報

告書」19頁)。

3 個人保証禁止の例外の範囲

上記のとおり、個人保証は原則として禁止されるべきであるが、その例外は、自己の信用を補う手段として、現在の実務において重要な機能を現に有しかつ、直ちに廃止することによる社会的弊害が大きい場合に限るべきである。

この点、「中間試案」では、貸金等債務における、いわゆる第三者保証のみを禁止する内容となっており、禁止の範囲が狭すぎて妥当ではない。

そして、個人保証禁止の例外の範囲については、例えば、経営者保証や居住用建物の賃貸借契約における保証などが挙げられることが多い。しかしながら、これらの類型においても、その弊害が指摘されるところであって、保証を認めることが当然視されてよいものではない。

例えば、経営者保証については、設備投資などに萎縮的な効果があるとか、事業承継時の阻害要因になっているなどと指摘される。また、賃貸借における保証も、その保証債務の範囲が想定外に高額となっている被害事例が散見される。

そのため、これらの類型についても、個人保証禁止の例外とするのか、引き続き、十分な議論を続けるべきである。また、仮に例外とするとしても、後記の保証人保護制度の適用により十分な保証人保護を図るべきであるし、現在、金融庁等のガイドラインによる導入が検討されている停止条件付保証契約¹金融機関との取決めに抵触しない限り保証債務が発生しない保証契約²などの手立てもなすべきである。

4 保証人保護制度の新設、拡充

(1) 個人保証が許容される場面における規律の必要性

例外的に個人保証を認める類型においても、保証人が予期せぬ多額の請求を受けるといふ被害を受ける恐れは否定できないのであるから、別途、保証人保護制度の新設、拡充を図るべきである。

(2) 根保証契約の規制

根保証契約に関しては、極度額や保証期間を定めなため、保証人が予期しない過大な保証債務履行請求を受ける危険性が指摘される場所である。

この点、2004年（平成16年）に民法が改正された際にも、附帯決議において「継続的な商品売買に係る代金債務や不動産賃貸借に係る賃借人の債務など、貸金等債務以外の債務を主たる債務とする根保証契約についても、個人保証人を保護する措置を検討する」ことなどが求められていた。

例えば、賃貸借契約の保証では、長期間の未払賃料、明渡しに伴う原状回復費用など、予想外の高額の請求を受ける被害が、今なお後を絶たない。

よって、個人が保証人となる根保証契約全般について、現行民法の規制を及ぼすべきである。

（3）保証契約締結時における保証人保護制度

前記のとおり、個人保証においては、保証契約締結時の情誼性・未必性・無償性・軽率性などを原因として多くの紛争が生じている。

そこで、債権者は、保証契約締結時に、保証人に対し、十分な説明と情報提供を行う義務を負うこととして、その義務履行の実効性を高めるために、債権者が説明と情報提供を怠った場合には、保証人は、保証契約を取り消す権利があることとするべきである。

説明・情報提供の内容としては、主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うという保証契約の内容のほか、主たる債務の目的、元本、利息及び遅延損害金の定めなどの契約条件、当該保証契約に連帯保証の定めがある場合は、催告・検索の抗弁や分別の利益の適用がないことが最低限必要な事項といえる。

また、保証契約締結時点で主債務者が実質破綻状態であったにもかかわらず、保証契約が締結された場合には、保証人には錯誤があることになるから主債務者の支払能力や信用状態も説明の対象とするべきである。

（4）保証契約締結後の保証人保護制度

保証人が主債務者の返済状況を知らず、滞納後長期間経過して、時効成立間際に多額の遅延損害金とともに高額な保証債務の履行請求を受けるという事例もある。

そのため、事業者である債権者に対して、主たる債務の履行状況を報告したり、履行遅滞が発生した場合には、保証人に直ちに通知することを義務づけ、その規制を実効的にするために、通知を怠った場合、遅延損害金の請求や期限の利益喪失の主張ができないものとするべきである。

この定めによって、保証人は、期限の利益を維持する機会を与えられることになる一方、債権者も、従来通りの弁済を受領することができるので格段の不利益はない。

(5) 比例原則や責任減免規定

個人保証の情誼性に鑑みれば、債権者に説明義務を課しても、保証人が、主たる債務者との人的関係から、拒むことができずに保証契約を締結してしまい、後に高額な請求を受けるという被害の発生を防ぐことは困難である。

したがって、保証人の支払能力を超える過大な保証の禁止など、比例原則による規制を設けるべきである。

この点、2006年（平成18年）に貸金業法が改正され、年収の3分の1を超える貸付けが基本的に禁止されたこと（同法13条の2）、2008年（平成20年）の特定商取引法・割賦販売法の改正により、過量販売の場合の解除権が認められたこと（特定商取引法9条の2、割賦販売法35条の3の12）など、「能力に応じた負担」という考え方がとられているのであるから、保証人についても同様の保護を図るべきである。また、フランスにおいて保証人保護のために比例原則が採用されて、裁判規範として十分に機能していることも参考にされるべきである。

さらに、裁判所は、保証契約の期間、主たる債務が継続的取引から発生する債務であるか否か、主たる債務の性質、保証人の支払能力や属性、保証契

約の締結時や締結後の経過、保証人について相続や離婚などの事情が発生しているかどうかなど、一切の事情を考慮して、保証人の保護を図ることができるよう手立てすべきである。この点、身元保証に関する法律第5条が同趣旨の規定を設けており、すでに裁判規範として機能しているのであるから、かかる保護を保証人一般に拡大すべきである。

以上